# 下関市「介護の仕事」出前講座 実施要領

### 1 目 的

市内の小学生、中学生、高校生等を対象に、介護及び介護の仕事内容、魅力、 やりがい等を出前講座という形で伝えることにより、介護に関する認知度を高め るとともに理解促進を図り、将来の進路選択の参考としてもらうことを目的とす る。

## 2 対象となる学校

下関市内の小学校、中学校及び高等学校(中等教育学校含む)

## 3 実施体制

『主催』 下関市介護保険課

▶ 下関市介護の仕事魅力発信事業 (講師は、市の委託先からの派遣)

### 4 出前講座の内容

介護職及び介護支援専門員の必要性、職員の処遇、仕事の概要、やりがい等を 伝える座学及び体験講座を行う。

講座内容等については、事前に講師が学校や市と打合せの上、決定。

#### 5 実施時間

1講座 1時間程度 (学校の要望に応じて延長等可)

#### 6 実施期間

令和6年4月 ~ 令和7年3月末日

### 7 申込等(申込~出前講座)

- (1)下関市「介護の仕事」出前講座(以下、「出前講座」という。)を希望する 学校は、市介護保険課へ事前連絡の上、下関市「介護の仕事」出前講座申 込書(様式1)により、開催希望日の <u>2</u>か月以上前にファクシミリ又は メールで申し込み。
- (2) 市介護保険課が委託先と講師派遣の日程調整を行い、学校へ出前講座の決定通知書(様式2)を送付。
- (3) 出前講座の内容等について、学校と講師による打ち合わせ。
- (4)講師が、学校に出向き出前講座を実施。出前講座が終了した学校は、10日以内に出前講座実施報告書(様式3)を市介護保険課に提出。

## 8 出前講座の費用

無料 (会場の確保は必要)

## 9 実施場所

原則として、申し込みのあった学校での実施。 要望に応じて変更することができるが、会場の確保は学校が行うこと。

## 10 学校、講師、市の役割分担

- (1) 学校
  - ・会場の提供
  - ・出前講座に必要な備品の貸与
  - ・出前講座の資料の学生への配布
  - ・実施後の学生へのアンケート用紙の集約
  - ・実施報告書を市に提出
- (2)委託先・講師
  - ・出前講座資料の作成
  - ・出前講座に必要な機材や福祉用具の準備、搬出入
  - ・会場設営(持込機材や福祉用具等の設営)
  - ・出前講座の運営
- (3) 市介護保険課
  - ・学校からの申込受付後の学校、委託先との日程調整

#### 11 その他

- ・年間の出前講座の実施校は、10 校程度とする。
- ・この実施要領に定めのない事項については、関係者協議の上、これを定めるも のとする。